
灯油の購入（単価契約）について

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年3月14日

愛媛県立子ども療育センター 所長 若本裕之

1 入札に付する事項

(1) 件名

灯油の購入（単価契約）

(2) 購入物品名及び数量

物品名：灯油（JIS規格適合）

数 量：80,000 リットル（年間）

なお、この数量は、直近過去1年間の購入実績に基づく見込数であり、契約期間中の購入量を保証するものではない。

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

(4) 契約期間

4月から4か月ごとの3期に分割し、各期ごとに入札を実施し契約する。

第1期 平成31（2019）年4月1日～

平成31（2019）年7月31日

第2期 平成31（2019）年8月1日～

平成31（2019）年11月30日

第3期 平成31（2019）年12月1日～

平成32（2020）年3月31日

(5) 納入場所

愛媛県立子ども療育センター

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価で行う。単価は小数点以下第2位までとする。

また、落札決定に当たっては、平成31（2019）年9月30日までに履行が完了する部分については、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって、平成31（2019）年10月1日以後に履行が完了する部分については、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって、落札価格とするので、入札者は、まずは入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から開札の日において、知事が行う入札の参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 中予地方局管内に本店、支店又は営業所等を有し、納入等誠実・円滑に実施できる者であること。

3 入札の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時	第1期	平成31（2019）年3月28日（木）	午前10時00分
	第2期	平成31（2019）年7月25日（木）	午前10時00分
	第3期	平成31年11月28日（木）	午前10時00分

場所 愛媛県立子ども療育センター 1階会議室
入札書の提出方法 入札場所で直接提出する
開札 即時開札とする

- (2) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先等
愛媛県立子ども療育センター事務局庶務係
〒 791-0212 愛媛県東温市田窪 2135 番地
電話 (089) 955-5530

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限 平成31年3月25日（月）午後5時15分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の

制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び同別記による。